

## インターンシップ促進企業支援事業助成金交付要綱

### (目的)

第1条 地域創生総合支援事業（県戦略事業（地域経営分））補助金交付要綱第13条の規定に基づき、インターンシップ促進企業支援事業助成金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

### (助成対象者及び要件)

第2条 助成金の交付を申請できる者（以下「助成対象者」という。）は、福島県外に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学、高等専門学校又は、専修学校（以下「大学等」という。）に在籍する学生を受け入れようとする事業所又は工場で、次のいずれにも該当する事業の経営主体である個人又は法人若しくは法人格を有さない社団若しくは財団（以下「事業主」という。）とする。

- (1) Fターンインターンシップ推進事業又は福島県医療関連産業高度人材プログラム一般開発者（MBL 発掘）コース インターンシップコースに登録している事業所又は工場であること。
  - (2) 白河市、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町及び鮫川村（以下、「県南地方」という。）に所在する事業所又は工場であること。
- 2 次の各号のいずれかに該当する場合には、交付しない。
- (1) 助成金の支給を申請する日から過去3年間に各種助成金等の不正受給を行ったことがある事業主。
  - (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に規定されるもの）、又は暴力団の構成員、暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が経営、運営に関係している事業を行う事業主。
  - (3) 福島県税に未納がある事業主。
  - (4) 公的な資金の用途として社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）により定める風俗営業など）を行う事業主。
  - (5) 助成金の交付を決定する前に倒産（破産手続開始、再生手続開始、更正手続開始若しくは特別清算開始の申立てをいう。）した事業主。ただし、再生手続開始の申立て（民事再生法第21条に規定する更正手続開始の申立てをいう。）または更正手続開始の申立て（会社更生法第17条に規定する更正手続開始の申立てをいう。）を行った事業所において事業活動を継続する見込みがある場合を除く。
  - (6) 労働基準法、最低賃金法等の労働法令に違反した事業主。

### (助成金の交付対象)

第3条 本助成金の交付対象は、別表に該当するものとする。

(助成金の交付額)

第4条 助成金の交付額は、別表の区分に応じた額を助成する。なお、前条(1)及び(3)に規定するものについては、次の表の区分に応じた額に、助成対象者数を乗じて算出した額とする。

(助成金の支給申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする事業所の事業主(以下、「申請者」という。)は、福島県雇用労政課長(以下「雇用労政課長」という。)にインターンシップのプログラムを提出し承認を得た後、インターンシップ促進企業支援事業助成金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添え、インターンシップを実施する日から起算して、10日前までに一般社団法人産業サポート白河(以下「事務局」という。)に提出しなければならない。ただし、事務局が要件を満たしていると認めたものについては、この限りではない。

- (1) 暴力団等反社会的勢力ではないことの表明、確約に関する同意書(様式第1別紙1)
- (2) 県納税証明書
- (3) 債権者登録申請書
- (4) 振込先通帳の写し
- (5) その他事務局が必要と認める書類

(助成金の支給申請に当たり必要となる資料)

第6条 事務局は、前条の規定による申請があったときは、当該事業所のインターンシップ実施内容を確認するため、商工労働部長に当該事業所のインターンシップに関する資料を求めることとする。

(交付の決定及び通知)

第7条 事務局は、第6条の規定による申請があったときは、当該申請に係る内容の審査を行い、助成金の交付可否について、助成金交付・不交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

- 2 事務局は、交付決定の際に、交付の決定を受けた者(以下、「交付決定者」という。)に対して条件を付することができる。

(債権譲渡の禁止)

第8条 交付決定者は、助成の対象となる事業(以下、「助成事業」という。)によって生じる権利の全部又は一部を第三者に譲渡、又は継承させてはならない。

(申請の取下げ)

第9条 申請者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金等の交付の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、助成金の決定通知を受領した日から起算して7日以内までに、助成金交付取下げ申請書(様式第

3号)により申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付決定は、なかったものとみなす。

(助成金の交付申請の不備の取扱い)

第10条 事務局は、第7条による交付決定を行った後、申請書の不備による助成金の振込不能等があったときは、当該申請者に対して確認するとともに、期限を定めて申請書等の補正を求めるものとする。なお、当該申請者が事務局からの求めに応じず申請書等の補正が行われず、申請者の責に帰すべき事由により交付できなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(助成事業の遂行)

第11条 支給決定者は、助成金の交付の決定の内容(次条に基づく承認をした場合は、その承認された内容。)及びこれに付された条件その他この要綱に基づく事務局の処分に従い、善良な注意をもって助成事業を行わなければならない。助成金を他の用途に使用してはならない。

(計画の変更の承認)

第12条 支給決定者は、助成事業の内容及び経費の変更をしようとするときは、あらかじめ計画変更承認書(様式第4号)を事務局に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、助成金交付決定額に変更が生じない内容の変更については、この限りではない。

(助成事業の中止又は廃止)

第13条 交付決定者は、助成事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ助成事業中止(廃止)承認申請書(様式第5号)を事務局に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第14条 交付決定者は、インターンシップが終了した日から起算して30日を経過した日又は助成金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、インターンシップ促進企業支援事業助成金実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて、事務局に提出しなければならない。

(1) インターンシップを実施した写真

(助成金の額の確定等)

第15条 事務局は、前条の規定による報告を受けた場合においては、当該報告書等の書類の審査を行い、その報告に係る助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金額確定通知書(様式第7号)により、支給決定者に通

知する。

(助成金の交付の請求)

第16条 交付決定者は、前条の規定による助成金額の確定の通知を受けたときは、速やかにインターンシップ促進企業支援事業助成金交付請求書(様式第8号)を事務局に提出するものとする。

(決定の取消し)

第15条 事務局は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- (1) 助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 助成金を目的外に使用したと認められるとき。
- (3) 助成金の全部又は一部を使用しなかったとき。
- (4) 助成事業の変更若しくは中止又は事業の遂行の見込みがないとき。
- (5) その他この要綱に反したとき。

(助成金の返還)

第16条 事務局は、前条の規定により、助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成金の当該取消しに係る部分に関し、返還を命ずるものとする。

(関係書類の整備等)

第17条 助成金の交付を受けた者は、助成事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、助成事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して、5年間保存しなければならない。

(所掌)

第18条 この要綱に関する事務は、県南地方振興局において所掌する。

(その他必要な事項)

第19条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は事務局が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年7月13日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

平成 年 月 日

一般社団法人産業サポート白河  
代表理事 加藤和明様

申請者 住所  
事業所名  
代表者名 印  
電話番号

インターンシップ促進企業支援事業助成金交付申請書

インターンシップ促進企業支援事業助成金交付要綱第6条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

1 申請金額 \_\_\_\_\_ 円

2 申請内容

実施期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
助成金の支給対象となる事業所	住所（〒 - ） 事業所の名称 責任者 職・氏名
事業内容	

（添付書類）

- （1）県納税証明書
- （2）暴力団等反社会的勢力ではないことの表明、確約に関する同意書（様式第1号別紙1）
- （3）債権者登録申請書
- （4）振込先通帳の写し

様式第1号別紙1(第5条関係)

暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書

一般社団法人産業サポート白河  
代表理事 加藤 和明 様

- 1 私は、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、その他これらに準ずる者（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者）（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
  - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
  - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
  - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
  - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
  - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- 2 私は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。
  - (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて福島県の信用を毀損し、または福島県の業務を妨害する行為
  - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 上記に関して不法行為があった場合は法的措置（民事・刑事）を講じられても構いません。
- 4 貴職において必要と判断した場合に、当方の個人情報を警察に提供し、表明・確約事項を確認することについて同意します。

記入日 平成 年 月 日

住 所  
事業所名  
代表者名

印

様式第2号（第7条関係）

平成 年 月 日

様

一般社団法人産業サポート白河  
代表理事 加藤 和 明

助成金交付・不交付決定通知書

このことについて、インターンシップ促進企業支援事業助成金交付要綱第7条の規定により下記のとおり通知します。

記

1 交付・不交付の別

交 付 ・ 不 交 付

2 助成金交付決定額 金 \_\_\_\_\_ 円

3 不交付の理由

- (1) インターンシップ促進企業支援事業助成金交付要綱における助成対象者に該当しない。
- (2) インターンシップ促進企業支援事業助成金要綱で定める助成要件を満たしていない。
- (3) その他（以下に理由を記載）

4 交付条件

- (1) 政治的行為や公序良俗に反する活動を行わないこと。
- (2) 助成事業の内容等の変更（助成金交付決定額に変更が生じない内容の場合を除く。）をする場合には、事務局の承認を受けること。
- (3) 助成事業を中止し、又は廃止する場合には、事務局の承認を受けること。
- (4) 助成事業の遂行が困難となった場合には、速やかに事務局に報告してその指示を受けること。
- (5) 事務局が、助成金に係る予算の執行の適正を期するため、報告を求め、又は本県職員が立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させる必要があると認めるときは、これに協力すべきこと。
- (6) 助成事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、助成事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から5年間保存すること。
- (7) 助成事業が完了したときは、速やかに実績報告書を事務局に提出すること。

様式第3号（第9条関係）

平成 年 月 日

一般社団法人産業サポート白河  
代表理事 加藤和明 様

申請者 住 所  
事業所名  
代表者名 印  
電話番号

助成金交付申請取下げ書

インターンシップ促進企業支援事業助成金の交付決定について、インターンシップ促進企業支援事業助成金交付要綱第9条に基づき、助成金交付申請の取り下げを申請します。

記

1 取り下げの理由



様式第4号（第12条関係）

平成 年 月 日

一般社団法人産業サポート白河  
代表理事 加藤和明様

申請者 住 所  
事業所名  
代表者名 印  
電話番号

計画変更承認申請書

インターンシップ促進企業支援事業助成金交付要綱第12条に基づき、下記の通り、事業計画を変更したく、関係書類を添えて申請します。

記

1 助成金の交付決定年月日及び番号

2 変更の理由

3 変更の内容

様式第 5 号（第 13 条関係）

平成 年 月 日

一般社団法人産業サポート白河  
代表理事 加藤和明様

申請者 住 所  
事業所名  
代表者名 印  
電話番号

助成事業中止（廃止）承認申請書

インターンシップ促進企業支援事業助成金交付要綱第 13 条に基づき、下記の通り、  
事業計画を（ 中 止・廃 止 ）したく、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 助成金の交付決定年月日及び番号
- 2 中止又は廃止の理由
- 3 中止又は廃止の内容

様式第6号（第14条関係）

平成 年 月 日

一般社団法人産業サポート白河  
代表理事 加藤和明様

申請者 住 所  
事業所名  
代表者名 印  
電話番号

インターンシップ促進企業支援事業実績報告書について

インターンシップ促進企業支援事業助成金について、インターンシップ促進企業支援事業助成金交付要綱第14条の規定に基づき、関係書類を添えて、下記のとおり報告します。

記

1 交付決定額 \_\_\_\_\_ 円

2 実施内容

実施期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
助成金交付決定額	_____ 円

（添付書類）

（1）インターンシップを実施した写真

様式第7号（第15条関係）

平成 年 月 日

様

一般社団法人産業サポート白河  
代表理事 加藤和明

助成金額確定通知書

このことについて、次のとおり助成金の額を確定したので、インターンシップ促進企業支援事業助成金交付要綱第15条の規定により通知します。

記

助成金交付確定額	金 円
----------	-----

様式第8号（第16条関係）

平成 年 月 日

一般社団法人産業サポート白河  
代表理事 加藤和明様

申請者 住 所  
事業所名  
代表者名  
電話番号

印

インターンシップ促進企業支援助成金交付請求書

インターンシップ促進企業支援助成金について、インターンシップ促進企業支援助成金  
交付要綱第16条に基づき、下記のとおり請求します。

記

請求額	金 円
-----	-----